

加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局が設計施工一括発注 (Design Build) 方式で実施する事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に結成される建設企業の共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、志方地区外公共下水道整備事業 (第1工区) とする。

(共同企業体の方式)

第3条 この要綱に基づく共同企業体の方式は、特定建設工事共同企業体とする。

(共同企業体の組成)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員となる建設企業は、特定建設工事共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

(構成員の資格要件)

第5条 特定建設工事共同企業体を構成するすべての構成員は、志方地区外公共下水道整備事業 (第1工区) の募集要領及び要求水準書に定める建設企業の応募資格要件を満たさなければならない。

(構成員数)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、3社までとする。

(出資比率)

第7条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、10分の3以上
- (2) 構成員数が3社の場合は、10分の2以上

(代表者の要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者 (以下「代表企業」という。) は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ出資比率が最大のものとする。

(運営形態)

第9条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、構成員が対等の立場で一体となって施工す

る共同施工方式とする。

(存続期間)

第 10 条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、当該業務を公募型プロポーザル方式により競争を行わせた結果、加古川市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が契約を締結することとした特定建設工事共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後 3 月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務の目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(施工体制等の確認)

第 11 条 特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後ただちに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体解散後の契約不適合責任に関する覚書（様式第 1 号）
- (2) その他契約の履行に関し必要とされる書類

(技術者等の配置)

第 12 条 特定建設工事共同企業体の工事における監理技術者又は主任技術者の配置については、次のとおりとする。

- (1) 代表企業は、監理技術者を専任で配置しなければならない。
- (2) 代表企業以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

2 代表企業は、現場代理人を専任で配置しなければならない。

(変更等の届出)

第 13 条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に該当した場合は、ただちに上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）に届け出なければならない。

- (1) 構成員が加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）に基づく届出を行ったとき
- (2) 代表企業を変更したとき
- (3) 特定建設工事共同企業体の名称を変更したとき
- (4) 構成員の一部が破産又は解散したとき
- (5) 第 10 条第 2 項の規定により特定建設工事共同企業体が解散したとき

2 前項の規定による届出に係る事項については、入札参加資格について（平成 6 年告示第 210 号）の規定を準用するものとする。

(契約解除)

第 14 条 管理者は、特定建設工事共同企業体が次のいずれかに該当したときは、当該特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を解除する。

- (1) 特定建設工事共同企業体のプロポーザル参加資格について不正の手段により認定を受けたと認められるとき又はこれに協力したと認められるとき
- (2) 構成員の脱退及び除名その他の理由により特定建設工事共同企業体として工事の継続施工ができない若しくは著しく困難であると認められるとき

(構成員の責任)

第 15 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当該特定建設工事共同企業体が負担すべき一切の債務の履行（違約金が発生した場合の違約金支払債務及び工事に契約不適合（企業体が解散した後に明らかになったものを含む。）があった場合の契約不適合責任を含む。）に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、管理者及び構成員全員の承認を得なければ、契約を締結した建設工事が完成するまでは脱退できない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、工期途中において脱退する者がある場合における手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、構成員の間で協議のうえ次のいずれかの決定を行い、管理者に対し構成員の脱退等に対する措置内容承認依頼書（様式第 2 号）をただちに提出しなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体を解散し契約を解除する。
 - イ 特定建設工事共同企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工する。
 - ウ 特定建設工事共同企業体を解散せず当該脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続施工する。
- (2) 管理者は、特定建設工事共同企業体から提出された依頼書について、承認または却下の決定を行い、構成員の脱退等に対する措置内容回答通知書（様式第 3 号）により、特定建設工事共同企業体に対し通知するものとする。
- (3) 管理者は、特定建設工事共同企業体の解散を承認した場合は、契約解除の手続を行うものとする。この場合に発生する違約金の構成員間の負担割合については特定建設工事共同企業体で決定することとし、当該負担割合に応じて、違約金支払債務につき構成員が連帯して責任を負うものとする。

- (4) 管理者は、特定建設工事共同企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工することを承認した場合は、残存構成員に対し工事の継続施工を指示するものとする。
- (5) 管理者は、脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続して施工することを承認した場合は、残存構成員に対し新たな構成員の候補者（以下、「新構成員候補者」という。）を求めるものとする。
- (6) 残存構成員は、前号の通知を受けた日から14日以内に、第5条に定める資格要件を満たす者の中から工事途中で脱退した構成員と同等以上の能力を有する者を新構成員候補者として選定し、新構成員候補者選定報告書（様式第4号）に必要書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- (7) 管理者は、前号の規定により提出された書類が第5条に定める資格要件を満たすかどうかを審査し、その結果を新構成員選定結果通知書（様式第5号）により残存構成員に対して通知しなければならない。
- (8) 残存構成員は、第2号に規定する審査又は新構成員の選定が却下された場合は、前号に定める通知を受けた日から7日以内に、第1号の規定による手続きを改めて行うものとする。

（構成員の除名）

第17条 特定建設工事共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合に、管理者及び他の構成員全員の承認を得て当該構成員を除名することができる。この場合、前条第2項各号の規定を準用するものとする。

（構成員の破産等）

第18条 特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれかが、工期途中において破産又は解散した場合に、第16条第2項各号の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行し、第10条第2項の特定建設工事共同企業体の解散をもって、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

共同企業体解散後の契約不適合責任に関する覚書

（共同企業体の名称）が施工する志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）に関し、特定建設工事共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該契約不適合に係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。

記

第1条 特定建設工事共同企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物について契約不適合の通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は、前条の通知後速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員を決定するとともに、契約不適合の存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的物に係る契約不適合の存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯を踏まえ、修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 修補又は損害賠償に関する費用については、特定建設工事共同企業体協定書に定める出資の割合により、各構成員が負担するものとする。

ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 契約不適合責任の履行として修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 契約不適合責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するも

のとする。

- 2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。
- 3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金を取りまとめ、一括して発注者へ支払うものとする。

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

年 月 日

(共同企業体の名称)

代表企業	商号又は名称
	代 表 者

構成員	商号又は名称
	代 表 者

構成員の脱退等に対する措置内容承認依頼書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者

様

（共同企業体の名称）

代表企業

構成員

※ 脱退構成員については記載しないこと。

特定建設工事共同企業体の構成員の脱退等に伴う措置について、下記のとおり決定しましたので承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 措置の対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 脱退する構成員の商号又は名称及び脱退理由

- (1) 脱退構成員の商号又は名称：
- (2) 脱退理由：（「廃業」、「破産」、「解散」若しくは「重要な義務の不履行等による除名」等の共同企業体からの脱退理由を記載する。）

3. 残存構成員の商号又は名称：

4. 決定内容：（「企業体を解散し契約を解除」、「残存構成員による施工の継続」又は「脱退構成員に代わる構成員を補充し施工を継続」のいずれかを記載する。）

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業

様

加古川市上下水道事業管理者

構成員の脱退等に対する措置内容回答通知書

年 月 日付をもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 措置の対象とされた工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 報告を受けた措置の内容

3. 決定内容 承認 ・ 却下

4. その他

（上記決定内容により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。）

加古川市上下水道事業管理者 様

（共同企業体の名称を記入）

代表企業

構成員

※ 新構成員候補者は記載しないこと。

新構成員候補者選定報告書

構成員の脱退等に伴う新たな構成員として、下記の業者を候補者として選定しましたので、審査のうえ承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 新構成員候補者

所 在 地：
商号又は名称：
代表者氏名：

- ※ 本報告書には、新構成員候補者に係る下記の書類を添付させること。
- ア 建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定通知書の写し（本報告書提出日以前1年7ヶ月以内のものうち最新のものに限る。）
 - イ 上記1の工事と同種又は類似の工事の過去の施工実績に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
 - ウ 配置予定技術者に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
 - エ その他必要な資料

新構成員選定結果通知書

（共同企業体の名称を記入）

代表企業

様

加古川市上下水道事業管理者

年 月 日付で提出のありました新構成員候補者について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定内容 承認 ・ 却下

2. 対象となる工事

(1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）

(2) 工 期：

(3) 請負代金額：¥

3. 新構成員候補者

所 在 地：

商号又は名称：

代表者氏名：

4. 却下理由 ※却下の場合のみ記載

※ 却下した理由としては、例えば「会社としての過去の同種（類似）工事实績の内容」、「配置予定の主任（監理）技術者の技術者資格」、「配置予定の主任（監理）技術者の同種（類似）工事实績の内容」、「企業体結成に係る基準」等の審査の着目点を具体的に記述すること。